



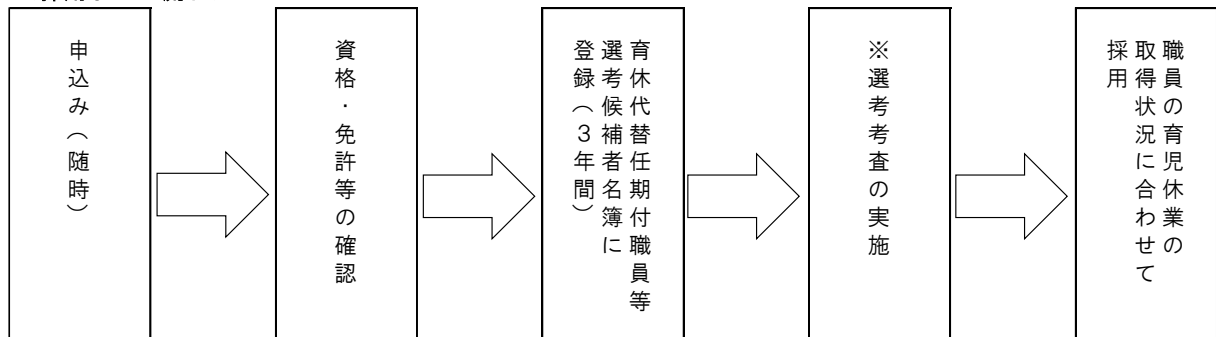
宮城県育休代替任期付職員等募集案内

令和 8 年 6 月 2 日
宮 城 県

●育休代替任期付職員等とは

- ・ 職員の育児休業取得に伴い代替が必要となる場合に、当該育児休業期間を任期として採用する職員（以下「育休代替任期付職員」という。）及び職員の配偶者同行休業取得に伴い代替が必要となる場合に、当該配偶者同行休業期間を任期として採用する職員（以下「配偶者同行休業代替任期付職員」という。）のことをいいます。
- ・ 申込者は、資格調査（資格・免許等の確認）の後に、職種ごとに作成する「選考候補者名簿」に登録されます。
- ・ 選考候補者名簿の掲載期間は、採用の有無を問わず**3年間**です。
- ・ 選考考査は、選考候補者名簿登載者の中から勤務地等の条件に合致している方を対象に実施します。
- ・ 職員の育児休業及び配偶者同行休業（以下「育児休業等」という。）の取得状況によっては、申込後すぐに選考考査が実施されない場合があります。また、選考考査に合格しても採用されない場合があります。

<採用までの流れ>



※選考考査適格者のうち不採用となった受考者は、採用候補者名簿（有効期限1年間）に登録され、育児休業取得者と条件が合致する場合には優先して採用します。

◎ 申込受付期間 随時受付（通年募集）

1 職種・勤務先・職務内容

職 種	勤 務 先 ・ 職 務 内 容
保 健 師	本庁、保健福祉事務所、子ども総合センター、児童相談所、リハビリテーション支援センター、精神保健福祉センター等に勤務し、技術的・専門的業務に従事します。
薬 剤 師	本庁、保健福祉事務所、保健環境センター等に勤務し、技術的・専門的業務に従事します。
獣 医 師	本庁、保健福祉事務所、食肉衛生検査所、動物愛護センター、家畜保健衛生所等に勤務し、技術的・専門的業務に従事します。

2 任 期

育児休業代替職員等を必要とする期間（1年以上3年以内）

- ※ 育休代替任期付職員等として採用する前に、産前産後休暇代替の臨時的任用職員として任用する場合があります（最大で約4月）。
- ※ 1回の任期が終了しても、選考候補者名簿登載期間内に別の職員が育児休業等を取得する場合には、再度採用されることがあります。
- ※ 育児休業中の職員が育児休業の期間を延長した場合や配偶者同行休業中の職員が配偶者同行休業の期間を延長した場合は、任用期間を延長することがあります。

3 応 募 資 格

それぞれ保健師、薬剤師、獣医師の免許を有する人に限ることとし、取得見込みは含みません。

※ 年齢制限はありません。

ただし、次のいずれかに該当する人は、要件を満たしても応募できません。

- ① 日本の国籍を有しない人
- ② 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する人
 - ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・ 宮城県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた人
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人(心神耗弱を原因とする人を除く。)

4 考査の実施時期・考査種目・考査会場

考査の実施時期	考査種目	考査会場
書面で指定する日時	適性検査 人物考査 論文考査	宮城県行政庁舎 (仙台市青葉区本町三丁目8-1) ※ 詳細については書面でお知らせします。

5 考査内容

考査種目	内 容
資格調査	応募資格の有無、受考申込書に記入された内容の真否等についての調査 (申込みの際に応募資格を確認するための書類(保有する資格を証明するものの写し)を提出していただきます。)
適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査
人物考査	公務員としての適格性についての人物面からの考査(個別面接)
論文考査	公務員として必要な識見、判断力、思考力等についての筆記考査 (考査申込みの際に提出していただきます。)

※ 筆記考査の出題は、日本語の活字印刷文により行い、解答も日本語でしていただきます。

6 考査の配点及び合格者の決定方法

(1) 配点

職 種	人物考査	論文考査	計
保健師 薬剤師 獣医師	200	100	300

※ 適性検査については、適否のみ判定し、得点化しません。

(2) 各考査種目において、それぞれの合格基準に満たない場合は、他の考査種目の成績にかかわらず不合格になります。

7 申込受付期間

随時受付しています。

8 考査手続

次の書類を「宮城県総務部人事課」（〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1）に提出してください。

郵送で申し込む場合は、封筒の表に「受考申込（育休代替任期付職員等）」と朱書きし、「簡易書留郵便」等の確実な方法により郵送してください。

なお、受考申込書は、郵便法（昭和22年法律第165号）上の信書に該当するため、**郵送以外の方法で送ることはできません。**

① 宮城県育休代替任期付職員等選考考査受考申込書（所定の様式を使用し、申込前3か月以内に脱帽、正面向きで上半身を撮ったタテ4.5cm、ヨコ3.5cmの写真を貼付したもの。）

※ 申込書は宮城県総務部人事課のホームページからダウンロードすることができます。

② 免許証の写し

9 合格発表・採用時期等

(1) 合格発表は、考査日から一週間後以降に受考者全員に書面でお知らせします。

(2) 合格者については、原則として当該育休休業等取得職員の育休休業等取得日以降に採用する予定です。

(3) 詳細については、宮城県総務部人事課人事企画・研修班（TEL 022-211-2227）にお問い合わせください。

10 考査結果の提供

(1) この考査の結果については、開示請求によらずに即日提供を受けることができます（下表参照）。

提供を希望する場合は、合格発表後、受考者本人が、受考票及び本人であることを証明する書類等（運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）等）を持参の上、午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）に、下表の提供場所に直接おいでください。

なお、電話により考査結果の提供を受けることはできません。

提供を受けることができる人	提供内容	受付期間	提供場所
考査受考者	考査種目別の得点、総合点及び総合順位	合格発表日から起算して1か月間	宮城県総務部人事課 (仙台市青葉区本町三丁目8-1 (県庁5階))

(2) 考査結果の開示についての詳細は、宮城県総務部人事課人事企画・研修班（TEL 022-211-2227）に直接お問い合わせください。

11 給与

(1) 大学新卒者の初任給は、地域手当（仙台市外勤務の場合）を含め、おおむね次のとおりです。

（令和8年4月現在）

職種	初任給
保健師	278,516円
薬剤師	266,234円
獣医師	319,634円

(2) 応募資格に定める免許取得後に、民間等における職歴がある場合は、一定の基準により職歴期間を加算の上、初任給が決定されます。

(3) (1)のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当（年間約4.65か月分）等がそれぞれの要件により支給されます。

12 その他

この考査についての詳細は、宮城県総務部人事課人事企画・研修班（TEL 022-211-2227）にお問い合わせください。